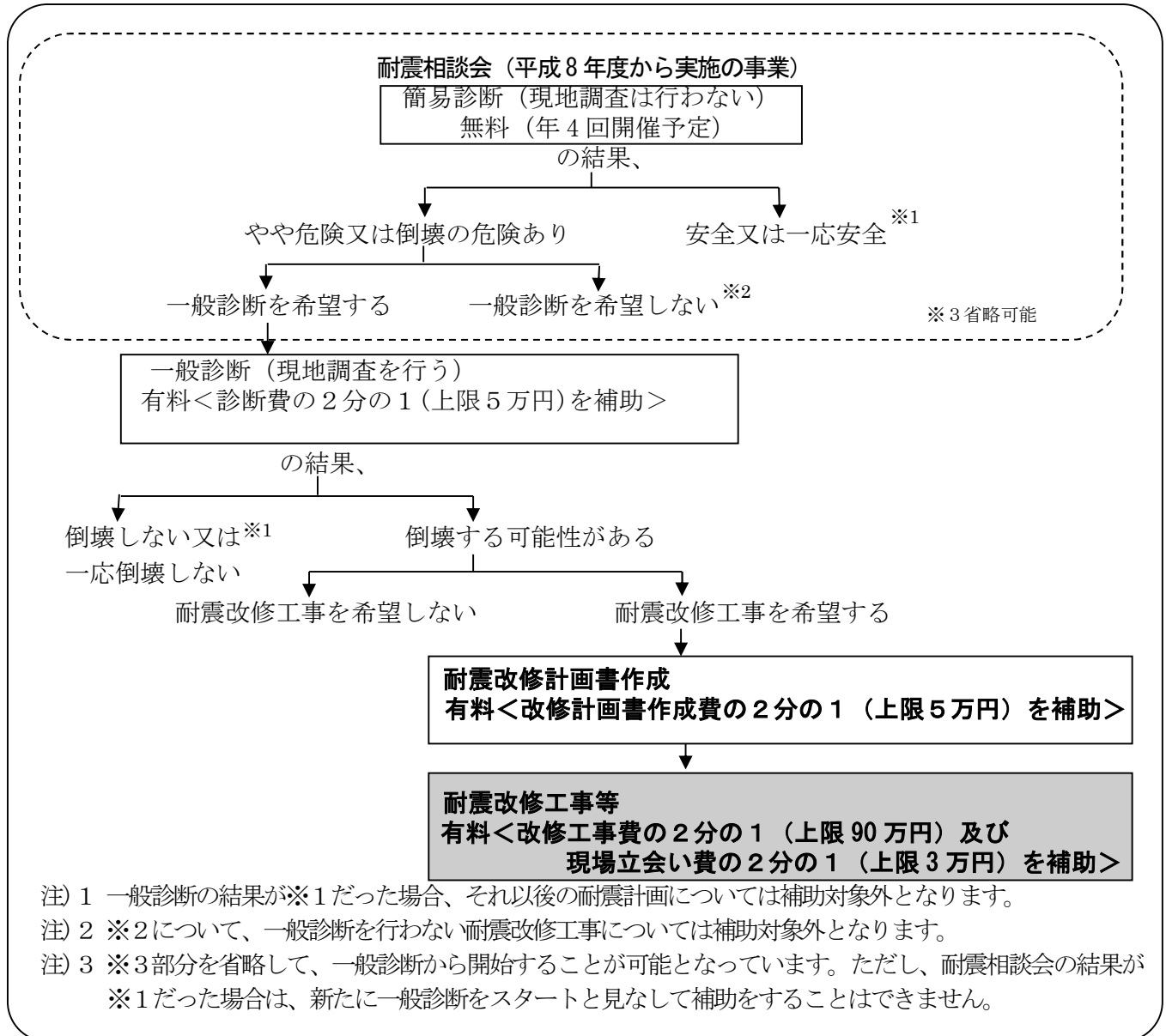


海老名市木造住宅耐震改修工事等補助金交付制度について

海老名市では、地震時における建築物の安全を図り、災害に強い安全なまちづくりを推進するため、平成18年度に木造住宅の耐震診断・改修に要する費用の一部を補助する制度を導入しました。また、平成19年度から耐震改修補助制度の改正を行いました。制度の流れ、概要及び補助の対象は以下のとおりです。

※※耐震診断・耐震改修の流れ※※



注) 1 一般診断の結果が※1だった場合、それ以後の耐震計画については補助対象外となります。

注) 2 ※2について、一般診断を行わない耐震改修工事については補助対象外となります。

注) 3 ※3部分を省略して、一般診断から開始することが可能となっています。ただし、耐震相談会の結果が※1だった場合は、新たに一般診断をスタートと見なして補助をすることはできません。

《耐震改修工事等補助対象者》

耐震改修工事等の補助金を受けることができる方は、以下のチェック項目全てに該当する方です。補助対象者に該当するかチェックしてください。

- 市の補助事業により耐震改修計画書を作成した。
- 市民税・固定資産税・都市計画税・軽自動車税の全てを滞納していない。
- 過去に耐震改修計画書作成又は耐震改修工事等の補助金の交付を受けていない。



全てに該当した方は、裏面へ。

～申請から完了まで～

改修工事施工業者の選定

市では施工業者の斡旋は行っていませんが、ご相談に応じますのでお問合せください。

申請

海老名市木造住宅耐震改修工事等補助金交付申請書（第3号様式）を提出してください。

- 添付書類
- (1) 建築年度がわかるもの（建築確認通知書の写し等）
 - (2) 耐震改修工事費及び現場立会い費の見積書の写し
 - (3) 市税納付状況調査同意書（第2号様式）又は市税に未納がないことを証する書類
 - (4) 現況の写真
 - (5) 木造住宅耐震補助チェックリスト【工事】
- ※既に提出されている書類については、省略可能となる場合がありますのでご相談ください。

決定通知書受領

書類審査後、市から申請者へ補助金交付決定通知書を送付します。

④交付決定通知書に記載されている交付決定金額に変更が生じた場合は、海老名市木造住宅耐震改修工事等補助金交付（変更・取下げ）申請書（第7号様式）を提出してください。

工事着手

中間検査

補強金物、筋交い等施工後、現場にて市の職員による中間検査を受けてください。
※検査希望日の一週間前までに都市計画課へ連絡し、日程調整してください。
改修計画書作成者の立会いをお願いします。

実績報告書提出

交付申請年度の2月末日までに海老名市木造住宅耐震改修工事等完了実績報告書（第12号様式）を提出してください。

- 添付書類
- (1) 耐震改修工事費内訳書
 - (2) 耐震改修工事費及び現場立会い費の領収書又は請求書の写し
 - (3) 耐震改修工事の各工程の写真
 - (4) 現場立会い報告書（第13号様式）

確定通知書受領

書類審査後、市から申請者へ補助金交付確定通知書を送付します。

請求

海老名市木造住宅耐震改修工事等補助金交付請求書（第17号様式）を提出してください。

補助金受領

市から指定口座へ補助金を振込みます。

耐震改修工事を行われた方は、耐震改修促進税制の特例により、固定資産税額の減額措置や所得税額の特別控除をうけることができますので、ご相談ください。